

## 労働委員会規則の一部を改正する規則案について（概要）

### 1 改正趣旨

労働委員会における総会等の会議や調査等の手続について、いわゆるウェブ会議により実施することができるが、今般、中労委における審問の手続や尋問について、当事者等の便宜のため、中労委と地方事務所との間で、いわゆるウェブ会議により実施することができるよう、労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）の一部の改正を行う。

### 2 改正概要

#### (1) ウェブ会議による審問の手続

- 中労委における審問の手続について、当事者等を地方事務所に出頭させることにより、中労委と地方事務所との間で、いわゆるウェブ会議により実施することができることとする。
- いわゆるウェブ会議による審問の手続について、審問廷の秩序維持に係る規定を準用する。
- いわゆるウェブ会議による審問の手続が行われたときは、その旨及び当事者が所在した場所を審問調書に記載する。

#### (2) ウェブ会議による尋問の手続

- 中労委における尋問について、証人又は当事者及び証人を地方事務所に出頭させることにより、中労委と地方事務所との間で、いわゆるウェブ会議により実施することができることとする。
- いわゆるウェブ会議による尋問について、代理人や補佐人等の審問の手続に係る規定、審問廷の秩序維持に係る規定を準用する。
- いわゆるウェブ会議による尋問を行う場合には、文書の写しの送信等のため、ファクシミリを使用することができることとする。

#### (3) その他、ウェブを活用した会議の開催、認定手続等について、民事訴訟法等の規定を参考に形式的な文言の整理を行う（第16条の2、第28条の2、第41条の2）など、所要の規定の整備を行う。

### 3 根拠規定

労働組合法（昭和24年法律第174号）第26条第1項

### 4 施行期日等

- ・公布日：令和5年2月下旬（予定）
- ・施行期日：公布日